

## 埼玉純真短期大学 学位規則

### (目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び埼玉純真短期大学学則（以下、「学則」という。）第36条の規定に基づき、埼玉純真短期大学（以下、「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

### (付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

学科・専攻名	専門分野の名称
こども学科	こども学

### (学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第35条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

### (学位の授与)

第4条 教授会は、卒業認定した時は、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

### (学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「埼玉純真短期大学」と付記するものとする。

### (学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正な方法により学位を授与を受けた事実が判明したとき、又は、その名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

### (規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

この規則は、平成22年4月1日から施行する。